

吸収分割に関する事後開示書類

2026 年 10 月 1 日

栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3
藤井産業ホールディングス株式会社
代表取締役社長 藤井 昌一

栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3
藤井産業マテリアルイノベーション株式会社
代表取締役社長 関 勝利

栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3
藤井産業インフラソリューション株式会社
代表取締役社長 滝田 敦

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項、会社法第 801 条第 3 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)

藤井産業ホールディングス株式会社(2026 年 10 月 1 日付で、藤井産業株式会社より商号変更。以下「分割会社」といいます。)及び藤井産業マテリアルイノベーション株式会社(以下「承継会社①」といいます。)は、2026 年 5 月 15 日付で締結した吸収分割契約(以下「本件吸収分割契約①」といいます。)に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業(以下「本分割対象事業①」といいます。)に関して有する権利義務を承継会社①に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割①」といいます。)を実施いたしました。また、分割会社及び藤井産業インフラソリューション株式会社(以下「承継会社②」といいます。)は、2026 年 5 月 15 日付で締結した吸収分割契約(以下「本件吸収分割契約②」といいます。)に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合営繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安全管理、電力小売媒介事業(以下「本分割対象事業②」といいます。)に関して有する権利義務を承継会社②に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割②」といい、本件吸収分割①と合わせて以下「本件吸収分割」と総称します。)を実施いたしました。本件吸収分割に関して、会社法第 791 条第 1 項、会社法第 801 条第 3 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

本吸収分割の効力発生日は、2026 年 10 月 1 日です。

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過

(1) 株主の差止請求手続について(会社法第 784 条の 2)

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本件吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第 785 条)

分割会社は、2026 年 8 月 25 日付で本件吸収分割について、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項に基づき、株主に対して電子公告を行いました。同条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、本件吸収分割における分割会社から承継会社①及び承継会社②への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社①における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

承継会社①は分割会社の完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社①は分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社①は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 25 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 承継会社②における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

承継会社②は分割会社の完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社②は分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社②は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 25 日付で官報及び電子公告により債権者に対する電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

5. 吸収分割により承継会社①が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社①は、2026 年 10 月 1 日をもって、本件吸収分割契約①の定めに従い、本分割対象事業①に関する権利義務を承継いたしました。

6. 吸収分割により承継会社②が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継会社②は、2026 年 10 月 1 日をもって、本件吸収分割契約②の定めに従い、本分割対象事業②に関する権利義務を承継いたしました。

7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2026 年 10 月 1 日（予定）

8. 本件吸収分割に関するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上